平成２５年（フ）第５号
兵庫県豊岡市加陽1538番地の１
債務者　西浦　基陽
１　決定年月日時　平成25年１月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２４年（フ）第１２９７号
広島市佐伯区八幡東２―16―11―701号、住民票上の住所広島市東区戸坂桜東町13番１号
債務者　上野良二こと　梁　　良二
１　決定年月日時　平成25年１月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３１号
高知県室戸市元甲2762番地７
債務者　衣裴井和恵
１　決定年月日時　平成25年１月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２４年（フ）第１５４号
福岡県飯塚市勢田396番地
債務者　木和田一八
１　決定年月日時　平成25年１月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２４年（フ）第４５０号
大分市大字種具810番地の６リバーサイド若葉台９－６
債務者　川﨑　晋嗣
１　決定年月日時　平成25年１月21日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１８１号
北海道小樽市塩谷１丁目６番323号
債務者　三浦　理子
１　決定年月日時　平成25年１月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２５年（フ）第２号
北海道小樽市天神１丁目19番15号
債務者　大澤　　廣
１　決定年月日時　平成25年１月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２４年（フ）第４９４号
石川県白山市湊町４号25番地
債務者　中田　正和
１　決定年月日時　平成25年１月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第５０１号
石川県野々市市住吉町１番11号　アヴァンセ204号、従前の住所東京都足立区神明南２丁目３番18―103号
債務者　伊藤　貴利
１　決定年月日時　平成25年１月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第２２２号
長野市信州新町上条2426番地１　千原田団地24号
債務者　中島美由紀
１　決定年月日時　平成25年１月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１０４号
岐阜県加茂郡富加町高畑374番地１　高畑住宅Ａ棟405号
債務者　山田　康広
１　決定年月日時　平成25年１月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２４年（フ）第１０５号
岐阜県加茂郡富加町高畑374番地１　高畑住宅Ａ棟405号
債務者　山田喜美江
１　決定年月日時　平成25年１月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２４年（フ）第２４５９号
名古屋市北区西味鋺４丁目517番地　市営西あじま荘５棟204号
債務者　青木　春夫
１　決定年月日時　平成25年１月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２４６０号
名古屋市北区西味鋺４丁目517番地　市営西あじま荘５棟204号
債務者　青木　久子
１　決定年月日時　平成25年１月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４０６号
兵庫県伊丹市船原２丁目６番13号ハイム船原201号
債務者　湯川　君代
１　決定年月日時　平成25年１月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第４１１号
兵庫県川西市久代２丁目５番19号
債務者　森田　和世
１　決定年月日時　平成25年１月21日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第７８６号
兵庫県尼崎市元浜町５丁目13番地の４近藤方
債務者　稲荷　詳子（旧姓紀伊・山元）
１　決定年月日時　平成25年１月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係